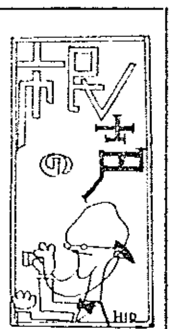

市当局や議会、または個人同士の攻撃にならぬご意見をおよせ下さい。
締切り＝毎月二十日
宛先き＝市役所内広報係

国保についての疑問点

官庁や会社などには早くから、健康保険などの福祉施策が実施せられ、これらの職場に働く人人は、本人はもとより家族の者以下、その恩恵にあづかっていますが、こうした施策のなかって私共農民は、一度病気にかかればなけなしの財布をはたき、不動産を手ばなしてまでも養生しなければならない心細い状態で、こうした施策を高嶺の花として指をくわえて、見ているほかなかったのです。

かうした施策にも盲点と言いましょうか、良い薬は使われない、したがって快くなる病気もなおらない、余病が出そうでも其の手当はせられないなど、色々見聞しているのですがその真偽のほどは知りませんが、今回四月一日より私共待望の国民皆保険がいよいよ実施せられ、私共農民もはなはだ心強くなった次第です。

所で私は高血圧のため月二回、医師に注射を打ってもらっていますが、先の保険が使用出来ないが相談した所、注射代を安くはなるが薬を五日分か十日分飲まなければならないで、結局高くなるとの事でしたが、注射のみで事が足っていますのに、なんで不用な薬を飲まなければならないでしょうか。

前に書いた余病が出そうでも、その手当はせられないなど思い合せ、なんだか割り切れない物があります"

この点について広報紙上に関係者の回答を御願い出来れば幸です。

一市民

係からのお答え

四月一日から実施された国民皆保険について、前段ご意見のようにこの事業の必要性をご理解いただきましたことは係として感謝いたします。中段の発病以前の予防的な処置については、保険の療養給付の対象として認められておりませんが別途保健施設活動（予防活動を含む）の範囲で考えなければならないことであり今後保険財政などとも考え合せて、検討してゆきたいと考えております。

後段の注射と薬のことは、医療に関する専問的な事柄ですから、担当のお医者さんによくその事情をお聞きしないとわかりませんが、その病気に不必要な治療は行われていないものと考えます。

国保係

交通法規を守る

香長中学校のよい子達

香長中学校の生徒が、ほ装された道路をいっぱいになって自転車で、楽しそうに話しながら通学する姿を見ると、若い頃を想い出して今昔の感がある。ところで昔とちがって近頃は、自動車やバイクモーターがひっきりなしに通るので、このように道路いっぱいになってゆくことは非常に危険である。

誰もけがをしないうちに学校の方でなんとか指導していただきたいものだと考えていたところ、最近では、自転車隊は左側を、徒歩の生徒は右側を整然と歩いている。このように交通法規をよく守っているところを見ると、自然香長中学校の生徒の人格を高く評価したいと思う。

たまにふざけて自転車をジグザグに乗り回わしている生徒をみかけるが、この人達も、自分の一寸した不注意で学校の名誉をきずつけないよう、一層の注意をお願いしたいものである。

（里改田一父兄）

子供を水の事故から守ろう

水に親しむ季節になりました。水泳水遊び、魚つりなど水辺にたわむれる子供の姿は、ほほえましいものです。

しかし、その明るい風景のうらには恐ろしい水の事故があることを決して忘れてはなりません。

昨年県下での水のギセイ者は八十六人、そのうち子供（小学生以下）は三十三人もあり、その原因を調べてみると、水泳中事故が断然多いことがわかりました。

特に、泳ぎを知らない子供が急に深みにはいっておぼれてしまうことが非常に多いようです。

かわいいお子さんたちを、このような水の事故から守るため、みなさんも次のことを十分にご注意下さい。

1　事故の起きているのは幼い子供どうしで泳ぎにいった場合が多いので、できるだけ父兄がついていくようにしましょう。

2　深みや、急な流れなどの危険なところへ近づかないよう前もって十分いい聞かせておきましょう。

3　子供さん一人で泳ぎに行かせないよう気をつけましょう。

4　水にはいる前には、十分な準備運動を行なわせるよう、また急に水の中へはいることは危険であることを言い聞かせておきましょう。

5　あまり疲れるまで泳がせないようにしましょう。

できることなら市名を変えよ

よい意味で市長が交代したときに、許されるものなら市名を変えたいものだ。

発足早々、ケチが付いた南国市。

三十四年十月誕生の日の式典に、外部からの来賓は一人もなく金常、西村の旧町村長らわずか三人であったと聞く。

習慣にこだわるのではないけれど、ここは考えねばならぬことだった。

市になったかと思えば市長職務執行者当時の旧町村特別職をめぐる人事のゴタゴタ。続いてまた人事問題、次の疑いとはいえ汚職事件だ。

キタナイ足かけ三年の日時よ、市名を変えて出直したいものだ。

（一市民）

電話224番

其の節は御迷惑をかけました、知らなかった事とは云え誠に申訳なく思っています。けれどもこの一事をとらえて、電話224番は大篠保育所に占領される事が多く、くだらない雑談に時間をかけ利用者の邪魔をしていると思われるのは当保育所にとっては大変迷惑であり、認識不足だと思われます。実際保育所での利用回数は、普通の日で五、六回で其の殆んどが公用で簡単にすませています。

百人もの幼児をあづかっている忙しい保育所で、電話で雑談を交すという事は極で、保育にさしさわりのない時間に限られています。

丁度悪い時に出われ公表された事をほんとうに恥ずかしく思います。

同一番号に電話器が二つあり、異った建物の中でお互の状態が、全然わからない共有電話で、不便や不満はどちらにも数えきれない程あります、善意ある話合のもとに、穏やかに解決して行こうではありませんか。

（大篠保育所）

新聞週間の標語 感想文など募集

第十四回新聞週間の行事の一つとして標語、放送劇脚本などを次の要領で募集している。

▽標語＝新聞のあり方を示すもの、はがき一枚一編、一等一万円、佳作十編各二千円（同文のものは抽選）

▽＝放送劇脚本新聞を主題とするもので、四百字詰め原稿用紙三十枚（放送時間三十分）当選一編十万円。

▽感想文（資格は婦人に限る）＝生活のなかの新聞を主題とするもので、四百字詰め原稿用紙五枚。当選一編二万円、佳作二編五千円

応募作品は七月三十一日まで東京都千代田区日比谷公園市政会館内日本新聞協会新聞週間準備事務局あて送ること。

タイル張り浴室の作り方

タイル張りの浴槽、清潔で美しくみえるものの、保温的でなく湯がさめやすいといわれている。

なるほどコンクリートで形を作り、タイルを張っただけではたしかにその通りであり、しかし抗火石、その他の断熱材をもちいて側や底を作りその上にタイルを張れば、厚さもうすく仕上りしかも保温がよい利点がある。また土台を高くし、水のかかるところは基礎のコンクリートを高くすれば骨組や、土台の腐ることを防ぐことになる。

天井もタイル張りにするならば、一番細かいアートモザイクを天井に使えば自由なデザインで美しくできる。浴室内の湯気を抜くことも大切で、勾配の天井や船底天井にすると自然に湯気も抜け天井にたまる露が真直ぐに落ちることを防ぐことになる。

編集後記

▽寄稿がふえてきたのは、うれしいことです。だがあまり長いものには、いつも泣かされています。市民の声などはできる限り短く、四百字詰で二枚以内にまとめて下さい。

▽せっかく良いご意見が、掲載できないことがあります。分裁または、要約してよろしいときはその旨附記して下さい。なるべく原文のままのせるようにしています。

☆中沢氏の視察記は都合により次号に廻しました。あしからず了承下さい。

新建築には　新建材を
風呂・台所・水道・コンクリート
有限会社　宇田建材店
南国市宇田　電話南国四六八番
左官工事請負

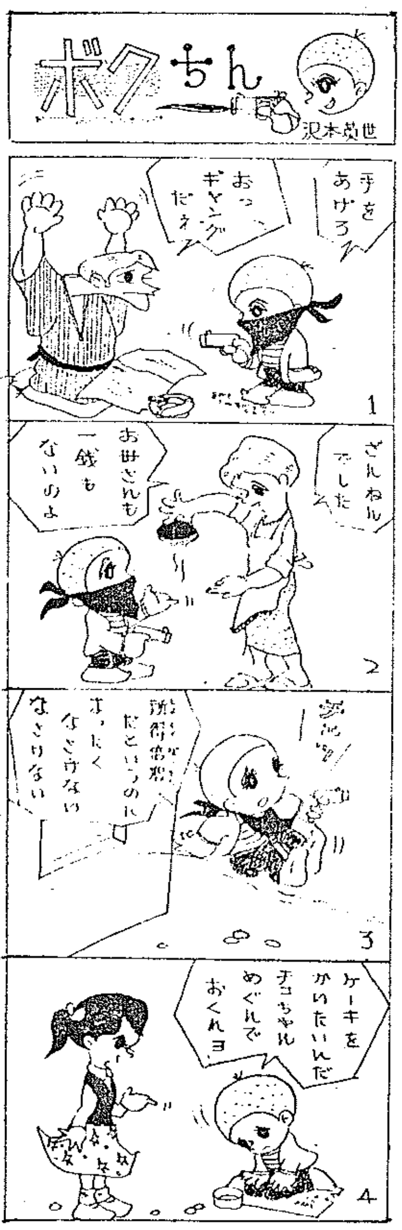

お誂紳士服は
西田洋服店へ　後免 電話443

6月1日からの郵便の取り扱いはどう変ったか

◇郵便物の大きさと重量は…
＝いままで大きさの最小限はありませんが、こんど次のような最小限ができます。
・円筒形やこれに類する形のもの
長さ　12cm
直径またはいちばん幅のせまい部分　3cm
・その他の形のもの（立方体、長方体など）
長さ　12cm
幅　7cm
＝これより小さいものでも、長さ10cm、幅4cm以上の丈夫な紙や布の「あて名札」をつければ差し出すことができます。
＝第3種（新聞など）、第4種（盲人用の点字、録音物および点字用紙を除く）および第5種（印刷物など）の最高重量は1kg（現在は1.2kg）となります。

◇現金や貴重品は書留で…
現金や貴重品は、いままで普通郵便に封入することができましたが、これからは書留で差し出していただくことになります。

◇市内特別郵便物は…
差し出しの条件に次のものが加わります。
＝郵便物の大きさが長さ27cm、幅20cm以内であること。
＝あて先が差出郵便局の郵便物配達区域内であること。
＝同一人からの1回の差出通数が100通以上あること。
なお、市内特別郵便物が配達不能のため差出郵便局の郵便物配達区域外の差出人に還付されるときは市内郵便料と一般第5種の郵便料との差額（50g以内のときは2円）支払う必要があります。
この際、前もって還付せずに廃却するよう郵便局に請求することもできます。

◇郵便物の転送は転居届で…
転居した際、もとの住所にあてられた郵便物を転送して欲しいときは、郵便局に転居届を出す必要があります。このときは、1年間は転送されることになります。

◇災害のときは無償ではがきを交付…
風水害などの非常災害のときは、被災害者は、無償ではがきや簡易てがみを譲り受けることができるようになりました。

◇その他
—詳細は、郵便局でお問合せ下さい—

通常郵便物の種類と料金

種	類	料金	
第一種	筆書した書状 開封としないもの	改正しません	
第二種	通常はがき 往復はがき 小包はがき	改正しません	
第三種	毎月3回以上発行する新聞紙・官報・公報で発行人または売さばき人から差出す1日分または1部を内容とするもの	100グラムごとに	2円
	その他のもの	〃	6円
第四種	盲人用点字のもの	無料	
	通信教育のためのもの（筆書した書状を除く）	100グラムごとに	4円
	農産物種子・苗・蚕種など	〃	2円
第五種	第1種から第4種までに該当しないもの	50グラムごとに	10円
市内特別郵便	同一郵便区内に100グラム以内の第5種郵便物で同一差出人が同一内容のものを同時に100通以上差出すもの	50グラムまでごとに1通8円	

特殊取扱の種類と料金

種類	料金		
書留	現金	1,000円まで	40円
		以上2,000円ごとに	5円
	その他	1,000円まで	40円
		以上2,000円ごとに	1円
速達	通常郵便物		30円
	小包郵便物		70円

小包郵便物の地帯別料金

あて地		2キロまで	4キロまで	6キロまで
第一地帯	市内	50円	70円	90円
	その他	90円	120円	150円
第二地帯		120円	160円	200円
第三地帯		170円	230円	290円